さっぽろ法律事務所・事務所ニュース

さっぽろ法律事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900 FAX:011-272-1885 https://www.sapporo-law-office.com



原発政策の方針転換に ついて議論しましょう

_{弁護士} **猪狩 久一**

東電福島第一原発事故以来、政府は、 10年以上にわたって、「可能な限り原発 依存度を低減する」、「原発の新増設につ

いては想定していない」との方針をとってきました。ところが、岸田首相は、昨年8月、経産省の審議会に対し、原発の新増設について、検討を急ぐことを指示し、既設原発の再稼働についても、検討の加速を指示しました。

880トンに達すると推計されているデブリ(原子炉内等に溶け落ちた核燃料)取り出しの計画は頓挫しています。

放射能汚染は増え続けており、廃炉に伴う放射性廃棄物について処分方法も処分場所も決まっていません。「核のゴミ問題」について見通しもないまま新増設や再稼働をおし進めるのは、容認できません。 又、原発の運転期間の延長を実現するため法律の規定を変えようとする動きも活発になっており、国民の間における議論が必要な状況です。



井の中の蛙 大海を知らず

弁護士猪狩 康代

ある人のエッセイに、「井 の中の蛙 大海を知らず」の 言葉の後に、もともとは、

「……されど天の高きを知る」という言葉が続いていたこと、しかしながら、前半の部分のみが、ことわざとして一人歩きしてしまったと思われると書かれてあって、初耳であり、本当かしら、真偽を知りたいと思いました。「……されど」以下が続くことで、何を伝えようとする俚諺なのか、解釈が多様になると考えられ、視野を広くもつことの大切さをシンプルに伝える前半部分のみが、ことわざとして伝わったのでしょうか?

日本の言葉について知らないことがまだまだ多く、学ぶ 時間を持ちたいとの思いを強くした一事でした。



先の参議院選挙で、自民党は、防衛費をGDP(国内総生産) 防衛省予算と関連経費の合計額をGDPの2%に達するよう 1千億円で、GDP比1.09%、2%なら約11兆円。国会で2% 防衛費2倍化の先にあるのは、増税、社会保障費の削減等、 です。コロナ・パンデミック、ウクライナ戦争など、複雑な 題に、いっそう取組んでいかなければとの思いを新たにして



____ 大雪のおかげで出来たかまくら でお汁粉を頬張る私

ヤジの自由

_{弁護士} 神保 大地

「『アベ辞めろ』『増税反対』」といったヤジは政治的事項に関する発言で、憲法21条によって保障される。」、「警察官が執拗に付きま

とって移動を妨げた行為は、プライバシーの権利、移動行動の 自由、名誉権を侵害する」。2022年3月、札幌地裁は、憲法の 精神に則った判決を出してくれました。ところが、道警(北海 道)は控訴し、自作自演の動画を証拠として提出したり、原告 に暴行をした人を刑事処罰せずになんと道警に有利な証人とし て申請しました。控訴審判決は、2023年5月ころが見込まれて います。道警(権力者)の横暴を許さない、憲法の精神に則っ た判決が出るよう、また、憲法の理念が実現される社会になる よう、この1年頑張ります。



遺産分割と相続登 記の「期限|

_{弁護士} 山本 完自

これまで、人が亡くなった時に

相続人間で遺産を分ける遺産分割や不動産の相続登記には、特に期限はありませんでした。しかし、2021年に民法等の改正がなされ、被相続人が亡くなられてから10年経過後は、原則として遺産分割時に特別受益や寄与分といった法定相続分等を修正する要素が考慮してもらえないことになりました。また、不動産の相続登記の申請も、原則として3年以内の申請が義務づけられ、正当な理由なく申請義務に違反すると過料を科される旨の規定も新設されました。これらの改正法は、2023年4月又は2024年4月から施行され、経過措置はありますが、施行前に亡くなられた方の相続にも適用されます。

遺産分割や相続登記は、年月が経つと、後々関係者が増え大変になっていくことがあります。気になったら、お気軽にご相談ください。



殷秋の日曜日、長万部「かにや」 D自由席でかにめしを食す

ある休日の過ごし方

弁護士 大賀 浩一

晩秋の土曜日、旭川で「北海道における治 安維持法の被害を知る」に参加し、生活図画 事件の被害者、北海道綴り方教育連盟事件を 取材した新聞記者、そして治安維持法被害の

肝究者の証言に耳を傾けました。

ロシアのウクライナ侵略や北朝鮮のミサイル連続発射等を契機に「敵基 也攻撃能力|が必要との大軍拡論が台頭している下、憲法9条の歯止めを **失ったらこの国がどうなるかを考えさせられる貴重な機会となりました。** ※札幌弁護士会 YouTube チャンネルで動画配信中:

https://youtu.be/x4EkWw3W870

帰りに妻とともに三浦綾子記念文学館を訪れ、綴り方教育事件が題材の 「銃口」をはじめとする「戦争を起こさせないための200冊」等の展示を 見た後、「氷点」の舞台になった外国樹木見本林を散策し、併設の氷点カ フェでお汁粉セットを賞味するなど、大いにリフレッシュができました。



タウシュベツ橋梁にて

裁判所は 何処へ行く

長坂 貴之

昨年6月、福島第一原発事故被害者支援訴訟で最高裁判所 は国の責任を否定する判決を出しました。結論は置くとして も判決の内容自体本当に酷いもので、原発という重大な生命 身体への危険を生じさせ得るものに求められる安全性の程 度、安全規制に取り入れるべき自然災害の知見の信頼性の程 度、重大事故を回避するための防護措置の確実性の程度とい った重要な要素についての判断を全て回避するものでした。 国の責任を否定するためなら重要な要素でも一切判断しない という、最高裁の矜持を全て捨て去ったかのような稀に見る 酷い判決でした。

地方裁判所でも、他の裁判所の判決をそのままコピーして 貼り付けただけなのが明白な判決を出すなど、ここのところ 裁判所の劣化が目に余る様な気がしてなりません。

)比2%以上にすることを公約に掲げ、岸田首相は、昨年11月、2027年度において、 う予算措置を講ずることを防衛相等に指示しました。2021年度の防衛費は約6兆 6の根拠を問われた首相は、NATO諸国の国防予算の目標となっていると答弁。 国民負担の大幅な増加ではないのか。懸念する声が広がっています。議論が必要 要因がからみあった世界情勢のもとで、平和を築き、国民の権利や生活を守る課 います。



さっぽろ法律事務所



素顔を見せるのは特別な人だけ?!

"顔パンツ"の 功罪

弁護士 川上 麻里江

マスク生活が始まって、3 年目が過ぎようとしていま

す。心配なのは、子どもの発達への影響です。周囲の人の顔をマスク で隠された環境で育つ子どもたちは、人のコミュニケーションにとっ て重要な、相手の口元から感情を読み取る機会を奪われてきたことに なるからです。

私たち法律家の業務にも影響があります。法廷で行う尋問等は、発 言だけでなく微妙な表情をも読みながら進めることが重要であるはず でした。今は、それが難しい状況に置かれています。マスクが感染防 止に果たしてきた役割は否定できませんし、隠し続けてきた鼻や口元 がもはや恥部と化してしまい、人前で晒しにくい心情もわかるのです が(マスクは"顔パンツ"とは言い得て妙です)、元の生活に戻りた い気持ちの方が強いのが本音です。



母と布施明のコンサートへ

ととのえる

弁護士 髙橋 友佑

近頃、「ととのえる暮らし」とか「丁 寧な暮らし│が静かなブームとなっ ています。私もそのブームに乗っか

った一人です。朝は4時に起床し、豆から挽いて淹れたコーヒー を飲みながら部屋を掃除します。暗いうちにトレーニングジムに 行き、日替わりで部位を変えてトレーニングします。負荷の重い 仕事はなるべく午前中にその日のノルマを終わらせて、午後は心 が軽くなった状態でその他の仕事を片付けます。こんな生活スタ イルにしてから1年半くらいが経ちますが、自分の身体や心の変 化に寄り添うのがうまくなってきた気がします。

自分自身しっかりと立って、大変な悩みを抱えた依頼人のお力 になれるよう、今後も日々丁寧に生きていくことを心がけます。



退所のご挨拶

福岡大学法学部講師

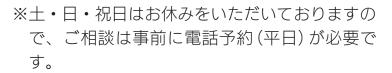
平澤 卓人

2008年から、さっぽろ法律事務所において約13年執務して参りました

が、弁護士登録を取消し、2022年4月1日より福岡大学法学部専任の講師として勤務しております。

大学では、知的財産法、国際知的財産法や法学部入門ゼミなどの授業を担当しております。また、メタバースにおける商標の保護、ファッションと知的財産権の関係、知的財産権と表現の自由などの問題を研究しています。

さっぱろ法律事務所では、貴重な経験を積ませて頂きました。 弁護士として学んだことを活かしながら、教育、研究その他の活動に励んでいく所存です。



- ※特定の弁護士をご希望される場合には、即日相 談、及び土・日・祝日相談には応じられない場合がございます。 あらかじめご了承ください。
- ※ご加入の保険をご利用可能な場合には、保険会社にご請求させていた だく場合もございます。また、日本司法支援センター(法テラス)の法 律相談援助をご利用可能な場合には、法テラスにご請求させていただく場合もございます。いずれの場合も、お客様から相談料をいただくことはございません。
- ●常時法律相談を受け付けております。ご希望の方は、お越 しになる前に必ずお電話またはホームページの「相談ご予 約フォーム」でご予約くださいますようお願いいたします。
- ご相談はできる限りご本人がお越しください。
- ●ご相談の際は、関係資料(契約書、請求書、領収書、登記 簿謄本、裁判所から届いた書類など)を必ずご持参くださ い。
- ●当事務所のある南大通ビルは、地下鉄東西線「西11丁目」駅3番出口に直結しております。
- 駐車場はございませんので、お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場(右図参照)をご利用ください。



初回相談は 60分以内無料です。

お電話をいただいたその日にご相談 (即日相談)に応じます。

土・日・祝日のご相談(要事前予約)も受け付けております。

■業務受付時間

平日:午前9時~午後5時30分





さっぽろ法律事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900 FAX:011-272-1885

※電話の受付時間は平日の 午前9時~午後5時30分です。 ※FAXの受付時間は終日です。